

青森県報

第三千四百四十二号

平成二十三年
九月二十一日
(水曜日)

目次

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(会計管理課) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……二
 右 同……………(文化課) ……二
 除雪車両の交換に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……二
 建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……四
 右 同……………(県西北地域) ……四
 右 同……………(県西北地域) ……四
 右 同……………(県西北地域) ……五
 右 同……………(県西北地域) ……五
 選挙管理委員会……………(事務局) ……五
 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局) ……五

告 示

青森県告示第七百六十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号) 第八十八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村二二〇の二 新井田 則男	奥戸区域 奥戸漁業協同組合の地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
下北郡大間町大字奥戸字小奥戸七六の 能登 勝男		

青森県告示第七百六十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十三年八月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があつた。

平成二十三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称
 八戸市卸センター二丁目一四の二七
 株式会社桃川コーポレーション

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年八月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 R・ぷらっと

三 代表者の氏名

相内 英之

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字田茂木町五七

五 定款に記載された目的

この法人は、児童、生徒、学生及び地域住民に対して、キャリア形成の支援に関する事業を行い、彼等・彼女等が自ら考える力と行動する力を育むこと、そして地域住民の教育に関する啓発及び地域の教育力向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年八月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グロウスマイル日本

三 代表者の氏名

大里 洋志

四 主たる事務所の所在地

青森市西大野三丁目二の二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

除雪グレーダ（四・〇メートル級） 二台

二 納入期限

平成二十四年三月十二日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十一年三月二十七日青森県告示第百九十九号（物品等の競争入札参加資格）、

平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十三年一月三十一日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成二十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十三年十月四日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

七 入開札の日時及び場所

1 日時

平成二十三年十月十八日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とす

- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased:
Two (2) Snow Removal Motor Graders (Blade Length 4.0 meters class)
- 2 Time limit for tender:
18 October, 2011 (Please refer to a bid manual in time.)
- 3 Contact point for the notice:
Account Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9098

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ノースインテリア
- 二 代表者の氏名 小幡 正宣
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市城下四丁目二の三一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一四三五六号
- 五 取消年月日 平成二十三年八月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

平成二十三年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社熊谷組
- 二 代表者の氏名 熊谷 謙三
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字黒崎字小浜一〇八
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一九)第〇〇一五〇八号
- 五 取消年月日 平成二十三年八月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しに係る特定建設業の許可

平成二十三年七月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社三豊建設

二 代表者の氏名 三和 豊

三 主たる営業所の所在地 五所川原市相内赤坂九二の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三) 第〇一二七二八号

五 取消年月日 平成二十三年八月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装、塗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社東北創建

二 代表者の氏名 工藤 正男

三 主たる営業所の所在地 むつ市昭和町二四の六一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八) 第一四二八一号

五 取消年月日 平成二十三年八月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年七月九日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 アクト

二 氏名 山崎 春仁

三 主たる営業所の所在地 むつ市下北町一四の四三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八) 第六 九六号

五 取消年月日 平成二十三年八月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年八月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九十号

平成二十三年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二五、〇八九 人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
二五九、〇七二 人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
 - 東津軽郡選挙区 七、八六三 人
 - 西津軽郡選挙区 六、三〇七 人
 - 南津軽郡選挙区 六、七九六 人
 - 北津軽郡選挙区 八、二八五 人
 - 上北郡選挙区 二八、六九〇 人
 - 三戸郡選挙区 二一、三七九 人
 - 青森市選挙区 八三、四八八 人
 - 弘前市選挙区 五〇、九四五 人
 - 八戸市選挙区 六五、五三九 人
 - 黒石市選挙区 一〇、一二〇 人
 - 五所川原市選挙区 二〇、五三〇 人
 - 十和田市選挙区 一七、九七九 人
 - 三沢市選挙区 一一、一五五 人
 - むつ市選挙区 二二、六七八 人
 - つがる市選挙区 一〇、三七三 人
 - 平川市選挙区 一一、六九一 人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭